



福岡県医発第2270号（地）
平成27年11月26日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布及び一部施行について」は、平成27年10月20日付福岡県医発第1960号（地）をもって貴会宛お送りいたしました。

同改正の伴い、標記の件につきまして、今般、別添のとおり厚生労働省より日本医師会及び福岡県保健医療介護部を通じて連絡がありました。

本件は、同改正を踏まえ、「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部を改正し、平成28年4月1日から適用するものであり、採取した検体等の目的外使用の禁止、採取の際の本人等の同意についても新たに規定しております。

なお、本要綱内の「病原体検査要領」につきましては、今月中を目処に別途通知する予定としております。

また、11月4日の官報に別添の正誤が掲載され、施行規則において『（法第六十四条第一項において読み替えて適用する法第十四条の二第二項の提出）第七条の四 指定提出機関の管理者が、法第六十四条第一項において読み替えて適用する法第十四条の二第二項の規定による提出を行う場合において、同項中「同項の規定により当該指定提出機関を指定した」とあるのは「当該指定提出機関の所在地を管轄する」と読み替えるものとする。』の一条が追加されました。

これにより、「感染症法の一部を改正する法律」の第14条の2について、同法第64条第1項により読み替えた場合は、「・・・当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を“当該指定提出機関の所在地を管轄する”市長（区長）に提出しなければならない。」となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

平成27年11月10日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小 森 貴

感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布及び一部施行について」は、平成27年10月27日付文書（地Ⅲ143F）をもって貴会宛お送りいたしました。

同改正の伴い、標記の件につきまして、今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛通知がなされ、本会に対して周知方依頼がまいりました。

本件は、同改正を踏まえ、「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部を改正し、平成28年4月1日から適用するものであり、採取した検体等の目的外使用の禁止、採取の際の本人等の同意についても新たに規定しております。

なお、本要綱内の「病原体検査要領」につきましては、今月中を目処に別途通知する予定としております。

また、11月4日の官報に別添の正誤が掲載され、施行規則において『（法第六十四条第一項において読み替えて適用する法第十四条の二第二項の提出） 第七条の四 指定提出機関の管理者が、法第六十四条第一項において読み替えて適用する法第十四条の二第二項の規定による提出を行う場合において、同項中「同項の規定により当該指定提出機関を指定した」とあるのは「当該指定提出機関の所在地を管轄する」と読み替えるものとする。』の一条が追加されました。

これにより、「感染症法の一部を改正する法律」の第14条の2について、同法第64条第1項により読み替えた場合は、「・・・当該患者の検体又は当該感染症の病原体の一部を“当該指定提出機関の所在地を管轄する”市長（区長）に提出しなければならない。」となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

27保衛第2403号

平成27年11月18日

公益社団法人福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省健康局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、標記実施要綱の改正に伴う福岡県感染症発生動向調査事業実施要綱については、今後調整の上、改正することとしておりますことを申し添えます。

福岡県保健医療介護部
保健衛生課感染症係 中山
TEL : 092-643-3268
FAX : 092-643-3282



健 発 1 1 0 9 第 3 号
平 成 2 7 年 1 1 月 9 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

感染症発生動向調査事業実施要綱の一部改正について

感染症発生動向調査事業については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について（平成11年3月19日健医発第458号）により行われているところである。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第115号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第147号）が公布され、感染症に関する情報の収集に関する規定が整備されることとなったことから、これを踏まえ、同通知の別添「感染症発生動向調査事業実施要綱」の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から適用するので了知されたい。

感染症発生動向調査事業実施要綱新旧対照表

改正案	現行
感染症発生動向調査事業実施要綱 第１ 趣旨及び目的 感染症発生動向調査事業については、昭和５６年７月から１８疾病を対象に開始され、昭和６２年１月からはコンピュータを用いたオンラインシステムにおいて２７疾病を対象にする等、充実・拡大されて運用されてきたところである。平成１０年９月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成１０年法律第１１４号。以下「法」という。）が成立し、平成１１年４月から施行されたことに伴い、<u>法に基づく施策として感染症発生動向調査が位置づけられた。本事業は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として、</u>医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。 第２ 対象感染症 (略) 第３ 実施主体 (略) 第４ 実施体制の整備 １ 中央感染症情報センター 中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区	感染症発生動向調査事業実施要綱 第１ 趣旨及び目的 感染症発生動向調査事業については、昭和５６年７月から１８疾病を対象に開始され、昭和６２年１月からはコンピュータを用いたオンラインシステムにおいて２７疾病を対象にする等、充実・拡大されて運用されてきたところである。平成１０年９月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成１０年法律第１１４号。以下「法」という。）が成立し、平成１１年４月から施行されたことに伴い、<u>感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への的確な提供・公開について、同法第三章（第１２条～第１６条）による施策として感染症発生動向調査を位置づけ、医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。</u> 第２ 対象感染症 (略) 第３ 実施主体 (略) 第４ 実施体制の整備 １ 中央感染症情報センター 中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区

改正案	現行
(以下「都道府県等」という。) から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報(検査情報も含む。以下同じ。)を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症疫学センター内に設置する。 2 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター 地方感染症情報センターは各都道府県等域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、都道府県等の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとして、各都道府県等域内に1カ所、<u>原則として地方衛生研究所</u>の中に設置する。また、都道府県、保健所を設置する市、特別区間等の協議の上、当該都道府県内の地方感染症情報センターの中で1カ所を基幹地方感染症情報センターとして、都道府県全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付するものとする。 なお、<u>都道府県等の本庁が地方感染症情報センターの役割を代替すること</u>ができるものとする。 3 指定届出機関及び指定提出機関(定点) <u>(1) 都道府県は、定点把握対象の感染症について、患者情報及び疑似症情報を収集するため、法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。</u> <u>(2) 都道府県は、定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体(以下「検体等」という。)を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。</u>	(以下「都道府県等」という。) <u>の本庁</u>から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症疫学センター内に設置する。 2 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター 地方感染症情報センターは各都道府県等域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、都道府県等の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとして、各都道府県等域内に1カ所、<u>地方衛生研究所等</u>の中に設置する。また、都道府県、保健所を設置する市、特別区間等の協議の上、当該都道府県内の地方感染症情報センターの中で1カ所を基幹地方感染症情報センターとして、都道府県全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付するものとする。 なお、<u>以下の実施方法において、地方感染症情報センターが都道府県等の本庁の役割を代替する機能を担うこと</u>ができるものとする。 3 指定届出機関(定点) 都道府県は、定点把握対象の<u>五類感染症</u>について、<u>患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集するため、患者定点、疑似症定点及び病原体定点</u>をあらかじめ選定する。

改正案	現行
4 感染症発生動向調査委員会 (1) 中央感染症発生動向調査委員会 本事業の適切な運用を図るために、厚生労働省に国立感染症研究所の代表、全国の保健所及び地方衛生研究所の代表、その他感染症対策に関する学識経験者からなる中央感染症発生動向調査委員会を置く。同委員会の事務局は中央感染症情報センターとする。 (2) 地方感染症発生動向調査委員会 各都道府県域内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、都道府県に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、<u>婦人科</u>、微生物学、疫学、獣医学、<u>昆虫学</u>等の専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等（10名程度）からなる地方感染症発生動向調査委員会を置く。 5 検査施設 <u>各都道府県等域内における本事業に係る検体等の検査については、地方衛生研究所又は保健所等の検査施設（以下「地方衛生研究所等」という。）において実施する。地方衛生研究所等は、別に定める検査施設における病原体等検査の業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。</u> <u>また、都道府県等は、各都道府県等域内における検査が適切に実施されるよう施設間の役割を調整するとともに、地方衛生研究所を設置しない都道府県等においては、他の都道府県等の設置する地方衛生研究所等に検査事務を委託する等検査実施体制の整備を図るものとする。</u> 第5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症	4 感染症発生動向調査<u>企画</u>委員会 (1) 中央感染症発生動向調査<u>企画</u>委員会 本事業の適切な運用を図るために、厚生労働省に国立感染症研究所の代表、全国の保健所及び地方衛生研究所の代表、その他感染症対策に関する学識経験者からなる中央感染症発生動向調査<u>企画</u>委員会を置く。同委員会の事務局は中央感染症情報センターとする。 (2) 地方感染症発生動向調査<u>企画</u>委員会 各都道府県域内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、都道府県に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、微生物学、疫学、獣医学等の専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等（10名程度）からなる地方感染症発生動向調査<u>企画</u>委員会を置く。<u>同委員会の事務局は地方感染症情報センターとする。</u> (新設) 第5 事業の実施 1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

改正案	現行
(1) 調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。 イ 検体等を所持している医療機関等 <u>保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、別記様式の検査票を添付して提供する。</u> ウ 保健所 ① 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、<u>病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。</u> ② <u>保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。</u>	(1) 調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。<u>また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所（地方衛生研究所を設置しない都道府県等にあつては、検査事務を適法に委託した他の都道府県等の設置する地方衛生研究所。以下同じ。）に送付する。</u> (新設) イ 保健所 ① <u>当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、当該患者（第2の(54)を除く。）を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。</u> (新設)

改正案	現行
③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、<u>指定届出機関、指定提出機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。 エ 地方衛生研究所等 ① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、<u>別に定める病原体検査要領に基づき</u>当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。<u>また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。（検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。）</u> ② 検査のうち、<u>当該地方衛生研究所等</u>において実施することが困難なものについては、必要に応じて、<u>他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力</u>を依頼する。 ③ 地方衛生研究所等は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた<u>感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合</u>にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。 オ 国立感染症研究所 国立感染症研究所は、地方衛生研究所等から検査依頼又は提出を受けた検体等について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所等及び中央感染症情報センターへ通知する。 (削る)	② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、<u>指定医療機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。 ウ 地方衛生研究所 ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体又は病原体情報が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。 ② 検査のうち、地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に<u>検査</u>を依頼する。 ③ 地方衛生研究所は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。 エ 国立感染症研究所 国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。 オ <u>都道府県等の本庁</u>

改正案	現行
カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター ① <u>地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u> ② 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。 ③ 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。 キ 中央感染症情報センター ① 中央感染症情報センターは、<u>地方感染症情報センター</u>で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、全数把握の五類感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。 ② 中央感染症情報センターは、<u>エの①</u>により報告された病原体情報及び<u>オ</u>に基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評	① <u>都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u> ② <u>都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。</u> カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター（新設） ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報<u>（検査情報を含む。以下カ及びキにおいても同じ。）</u>を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。 ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。 キ 中央感染症情報センター ① 中央感染症情報センターは、<u>都道府県等</u>で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、全数把握の五類感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、<u>都道府県等の本庁</u>に提供する。 ② 中央感染症情報センターは、<u>都道府県等の本庁から</u>報告された病原体情報及び<u>エ</u>に基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報

改正案	現行
<u>価を行い、その結果を速やかに週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。</u> <u>ク 都道府県等の本庁</u> <u>都道府県等の本庁は、地方感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</u> 2 全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。） （1）調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。 <u>イ 検体等を所持している医療機関等</u> <u>保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式の検査票を添付して提供する。</u> <u>ウ 保健所</u>	<u>の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。</u> （新設） 2 全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。） （1）調査単位及び実施方法 ア 診断した医師 全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。<u>また保健所から当該患者の病原体検査のための検体又は病原体情報の提供の依頼を受けた場合にあっては、協力可能な範囲において、検体又は病原体情報について、保健所の協力を得て別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所に送付する。</u> （新設） <u>イ 保健所</u>

改正案	現行
① 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、<u>病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等</u>に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。<u>なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。</u> ② <u>保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。</u> ③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、<u>指定届出機関、指定提出機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。	① <u>当該届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、第2の(63)、(65)、(66)、(68)から(70)まで、(76)、(78)から(82)又は(84)までの患者を診断した医師に対して、必要に応じて病原体検査のための検体又は病原体情報の地方衛生研究所への提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。</u> (新設) ② 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、<u>指定医療機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。
エ 地方衛生研究所等 ① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び<u>検体等</u>が送付された場合にあつては、<u>別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等</u>を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。<u>また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。(検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。)</u> ② 検査のうち、当該地方衛生研究所等において実施することが困難なものについては、必要に応じて、<u>他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。</u> ③ 地方衛生研究所等は、都道府県域を超えた<u>感染症の集団発生</u>があつた場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあつ	ウ 地方衛生研究所 ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票と<u>検体又は病原体情報等</u>が送付された場合にあつては、当該検体を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。 ② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に<u>検査</u>を依頼する。 ③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた<u>集団発生があつた場合等</u>の緊急の場合にあつては、検体を国立感染症研究所に送付する。

改正案	現行
ては、<u>検体等</u>を国立感染症研究所に送付する。 <u>オ</u> 国立感染症研究所 国立感染症研究所は、<u>地方衛生研究所等</u>から<u>検査依頼又は提出</u>を受けた<u>検体等</u>について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所等及び中央感染症情報センターへ通知する。 (削る) <u>カ</u> 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター <u>①</u> <u>地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u> <u>②</u> 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。 <u>③</u> 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。	<u>エ</u> 国立感染症研究所 国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。 <u>オ</u> 都道府県等の本庁 <u>①</u> <u>都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所が診断した医師から届出を受けてから7日以内に、登録情報の確認を行う。</u> <u>②</u> <u>都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された検査情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。</u> <u>カ</u> 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター（新設） <u>①</u> 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報（<u>検査情報を含む。以下カ及びキにおいて同じ。</u>）を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。 <u>②</u> 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

改正案	現行
キ 中央感染症情報センター ① 中央感染症情報センターは、<u>地方感染症情報センター</u>で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報<u>を</u>、一類感染症から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。 ② 中央感染症情報センターは、<u>エの①により報告された病原体情報及びオに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。</u> <u>ク 都道府県等の本庁</u> <u>都道府県等の本庁は、地方感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</u> 3 定点把握対象の五類感染症 （１）対象とする感染症の状態 （略） （２）定点の選定 ア 患者定点	キ 中央感染症情報センター ① 中央感染症情報センターは、<u>都道府県等の本庁</u>で確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報<u>について</u>、一類感染症から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等<u>の本庁</u>に提供する。 ② 中央感染症情報センターは、<u>都道府県等の本庁から報告された病原体情報及びエに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等として掲載する。</u> （新設） 3 定点把握対象の五類感染症 （１）対象とする感染症の状態 （略） （２）定点の選定 ア 患者定点

改正案	現行
①～③ （略） ④ 対象感染症のうち、第2の(99)から(102)に掲げるものについては、<u>産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。</u> 計算式 （略） ⑤ （略） イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、<u>次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。</u> ① <u>医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。</u> ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(85)から(95)までを対象感染症とすること。 ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(96)を対象感染症とすること。<u>なお、インフルエンザ病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点</u>	①～③ （略） ④ 対象感染症のうち、第2の(99)から(102)に掲げるものについては、<u>産婦人科若しくは産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科又は泌尿器科若しくは皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。</u> 計算式 （略） ⑤ （略） イ 病原体定点 病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、<u>病原体定点を選定する。この場合においては、次の点に留意する。</u> ① 原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。 ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(86)から(88)まで、(90)及び(93)から(95)までを対象感染症とすること。 ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(96)を対象感染症とすること。

改正案	現行
<u>を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定すること。</u> ④ (略) ⑤ アの⑤により選定された患者定点<u>の全てを</u>基幹病原体定点として、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(104)及び(107)を対象感染症とすること。 (3) 調査単位等 ア (略) イ 病原体情報のうち、(2)のイの③により選定された病原体定点に関するものについては、<u>第2の(96)に掲げるインフルエンザの流行期（(2)のアの②により選定された患者定点当たりの患者発生数が都道府県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間）には1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。</u> (4) 実施方法 ア 患者定点 (略) イ 病原体定点 ① 病原体定点として選定された医療機関は、<u>必要に応じて</u>病原体検査のために検体等を採取する。 ② 病原体定点は、<u>検体等について</u>、別記様式の検査票を添えて、速やかに地方衛生研究所等へ送付する。 ③ (2)のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(8	④ (略) ⑤ アの⑤により選定された患者定点は、<u>全て</u>基幹病原体定点として、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(104)及び(107)を対象感染症とすること。 (3) 調査単位等 ア (略) イ 病原体情報については、<u>原則として結果がまとまり次第、報告することとする。</u> (4) 実施方法 ア 患者定点 (略) イ 病原体定点 ① 病原体定点として選定された医療機関は、<u>別に定める病原体検査指針により、微生物学的検査のために</u>検体等を採取する。 ② 病原体定点で採取された検体は、別記様式の検査票を添えて、速やかに地方衛生研究所へ送付する。 (新設)

改正案	現行
<u>5)から(95)までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。</u> ④ <u>(2)のイの③により選定された病原体定点においては、第2の(96)に掲げるインフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む。）について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとする。</u> ウ <u>検体等を所持している医療機関等</u> <u>保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式の検査票を添付して提供する。</u> エ 保健所 ① <u>保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。</u> ② <u>保健所は、検体の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。</u>	(新設) (新設) ウ 保健所 ① 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとする。<u>また、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。</u> (新設)

改正案	現行
③ 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、<u>指定届出機関、指定提出機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。 オ 地方衛生研究所等 ① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、<u>別に定める病原体検査要領に基づき</u>当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。<u>また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。（検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。）</u> ② 検査のうち、当該地方衛生研究所等において実施することが困難なものについては、必要に応じて、<u>他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力</u>を依頼する。 ③ 地方衛生研究所等は、都道府県域を超えた<u>感染症の集団発生</u>があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。 カ 国立感染症研究所 国立感染症研究所は、地方衛生研究所等から検査依頼又は提出を受けた検体等について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所等及び中央感染症情報センターへ通知する。 (削る)	② 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、<u>指定医療機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。 エ 地方衛生研究所 ① 地方衛生研究所は、別記様式の検査票及び検体が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する<u>ものとする</u>。 ② 検査のうち、当該地方衛生研究所において実施することが困難なものについては、必要に応じて国立感染症研究所に<u>検査</u>を依頼する。 ③ 地方衛生研究所は、都道府県域を超えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあっては、検体を国立感染症研究所に送付する。 オ 国立感染症研究所 国立感染症研究所は、地方衛生研究所から検査依頼を受けた検体について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへ通知する。 カ 都道府県等の本庁 ① <u>都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u>

改正案	現行
キ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター ① <u>地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u> ② 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。 ③ 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。 ク 中央感染症情報センター ① 中央感染症情報センターは、<u>地方感染症情報センターで確認</u>された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。 ② 中央感染症情報センターは、<u>オの①により報告された病原体情報及びカに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。</u>	② <u>都道府県等の本庁にあっては、別記様式をもって地方衛生研究所から送付された病原体情報について、直ちに中央感染症情報センターに報告する。</u> キ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター（新設） ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。 ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。 ク 中央感染症情報センター ① 中央感染症情報センターは、<u>都道府県等の本庁から伝送</u>された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成し、都道府県等の本庁に送付する。 ② 中央感染症情報センターは、<u>都道府県等の本庁から報告された病原体情報及び前記オに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに都道府県等の本庁に送付するとともに、必要に応じて週報（月単位の場合は月報）等に掲載する。</u>

改正案	現行
<u>ケ 都道府県等の本庁</u> <u>都道府県等の本庁は、地方感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。</u> <u>なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</u> 4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (1) (略) (2) (略) (3) 実施方法 ア 疑似症定点 ① (略) ② (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載し、<u>保健所に提出する。</u> ③ (略) イ 保健所 ① <u>届出を受けた保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁、地方感染症情報センター及び中央感染症情報センター</u>	(新設) 4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症 (1) (略) (2) (略) (3) 実施方法 ア 疑似症定点 ① (略) ② (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。 <u>なお、当該疑似症の届出については、原則として症候群サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。</u> ③ (略) イ 保健所 ① <u>保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報</u>

改正案	現行
へ報告する。 ② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、<u>指定届出機関、指定提出機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。 (削る) ウ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター ① <u>地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u> ② 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。 ③ 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。 エ 中央感染症情報センター 中央感染症情報センターは、<u>地方感染症情報センター</u>で確認された疑似症情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び定点把握の五類感染症の収集、分析結果とともに、週報等として作成	についても都道府県等の本庁<u>及び</u>地方感染症情報センターへ報告する。 ② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、<u>指定医療機関</u>その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。 ウ 都道府県等の本庁 <u>都道府県等の本庁にあっては、それぞれの管内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。</u> エ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター(新設) ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。 ② 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。 オ 中央感染症情報センター 中央感染症情報センターは、<u>都道府県等の本庁から伝送</u>された疑似症情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び定点把握の五類感染症の収集、分析結果とともに、週報等として作成し、都

改正案	現行
し、都道府県等に<u>提供</u>する。 オ <u>都道府県等の本庁</u> <u>都道府県等の本庁は、地方感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。</u> 5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法 (1) 保健所 鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。 なお、医療機関より提出される検体等には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。 (2) 地方衛生研究所等 ア 地方衛生研究所等は、<u>検査依頼票及び検体等</u>が送付された場合にあっては、当該検体等を別に定める病原体検査要領に基づき検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。 イ 鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第９条第２項に従い、検体等を国立感染症研究所に送付する。 (3) 国立感染症研究所 国立感染症研究所は、地方衛生研究所等から送付された検体等について	道府県等<u>の本庁に送付</u>する。 (新設) 5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法 (1) 保健所 鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。 なお、医療機関より提出される検体には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。 (2) 地方衛生研究所 ア 地方衛生研究所は、<u>検体</u>が送付された場合にあっては、当該検体を検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。 イ 鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあっては、法施行規則第９条第２項に従い、検体を国立感染症研究所に送付する。 (3) 国立感染症研究所 国立感染症研究所は、地方衛生研究所から送付された検体について検

改正案	現行
て検査を実施し、その結果を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。 6 その他 (1) ～ (2) (略) <u>(3) 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的に用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の別に定める規定に従い行うものとする。</u> <u>(4) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて健康局長が定めることとする。</u> 第6 費用 国は、本事業に要する費用のうち、都道府県が支弁する法第14条から第16条、<u>第16条の3、第26条の3及び第26条の4（第50条において準用する場合を含む。）並びに第44条の7の規定に基づく本事業の事務に要する費用に対して、法第61条の規定に基づき負担する。</u> 第7 実施時期 この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。	査を実施し、その結果を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。 6 その他 (1) ～ (2) (略) (新設) (3) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて健康局長が定めることとする。 第6 費用 国は、本事業に要する費用のうち、都道府県が支弁する法第14条から第16条の規定に基づく本事業の事務に要する費用に対して、法第61条の規定に基づき負担する。 第7 実施時期 この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

改正案	現行
この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。 <u>この実施要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。</u>	この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。 この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。

別記様式

[illegible]

別記様式

[illegible]

感染症発生動向調査事業実施要綱

第1 趣旨及び目的

感染症発生動向調査事業については、昭和56年7月から18疾病を対象に開始され、昭和62年1月からはコンピュータを用いたオンラインシステムにおいて27疾病を対象にする等、充実・拡大されて運用されてきたところである。平成10年9月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「法」という。）が成立し、平成11年4月から施行されたことに伴い、法に基づく施策として感染症発生動向調査が位置づけられた。本事業は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止するとともに、病原体情報を収集、分析することで、流行している病原体の検出状況及び特性を確認し、適切な感染症対策を立案することを目的として、医師等の医療関係者の協力のもと、的確な体制を構築していくこととする。

第2 対象感染症

本事業の対象とする感染症は次のとおりとする。

1 全数把握の対象

一類感染症

(1)エボラ出血熱、(2)クリミア・コンゴ出血熱、(3)痘そう、(4)南米出血熱、(5)ペスト、(6)マールブルグ病、(7)ラッサ熱

二類感染症

(8)急性灰白髄炎、(9)結核、(10)ジフテリア、(11)重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、(12)中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、(13)鳥インフルエンザ（H5N1）、(14)鳥インフルエンザ（H7N9）

三類感染症

(15)コレラ、(16)細菌性赤痢、(17)腸管出血性大腸菌感染症、(18)腸チフス、(19)パラチフス

四類感染症

(20)E型肝炎、(21)ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む。）、(22)A型肝炎、(23)エキノкокクス症、(24)黄熱、(25)オウム病、(26)オムスク出血熱、(27)回帰熱、(28)キャサヌル森林病、(29)Q熱、(30)狂犬病、(31)コクシジオイデス症、(32)サル痘、(33)重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFVウイルスであるものに限る。）、(34)腎症候性出血熱、(35)西部ウマ脳炎、(36)ダニ媒介脳炎、(37)炭疽、(38)チクングニア熱、(39)つつが虫病、(40)デング熱、(41)東部ウマ脳炎、(4

2)鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く。）、(43)ニパウイルス感染症、(44)日本紅斑熱、(45)日本脳炎、(46)ハンタウイルス肺症候群、(47)Bウイルス病、(48)鼻疽、(49)ブルセラ症、(50)ベネズエラウマ脳炎、(51)ヘンドラウイルス感染症、(52)発しんチフス、(53)ボツリヌス症、(54)マラリア、(55)野兎病、(56)ライム病、(57)リッサウイルス感染症、(58)リフトバレー熱、(59)類鼻疽、(60)レジオネラ症、(61)レプトスピラ症、(62)ロッキー山紅斑熱

五類感染症（全数）

(63)アメーバ赤痢、(64)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(65)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、(66)急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、(67)クリプトスポリジウム症、(68)クロイツフェルト・ヤコブ病、(69)劇症型溶血性レンサ球菌感染症、(70)後天性免疫不全症候群、(71)ジアルジア症、(72)侵襲性インフルエンザ菌感染症、(73)侵襲性髄膜炎菌感染症、(74)侵襲性肺炎球菌感染症、(75)水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る。）、(76)先天性風しん症候群、(77)梅毒、(78)播種性クリプトコックス症、(79)破傷風、(80)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(81)バンコマイシン耐性腸球菌感染症、(82)風しん、(83)麻しん、(84)薬剤耐性アシネトバクター感染症

新型インフルエンザ等感染症

(110)新型インフルエンザ、(111)再興型インフルエンザ

指定感染症

該当なし

2 定点把握の対象

五類感染症（定点）

(85)RSウイルス感染症、(86)咽頭結膜熱、(87)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、(88)感染性胃腸炎、(89)水痘、(90)手足口病、(91)伝染性紅斑、(92)突発性発しん、(93)百日咳、(94)ヘルパンギーナ、(95)流行性耳下腺炎、(96)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(97)急性出血性結膜炎、(98)流行性角結膜炎、(99)性器クラミジア感染症、(100)性器ヘルペスウイルス感染症、(101)尖圭コンジローマ、(102)淋菌感染症、(103)クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、(104)細菌性髄膜炎（インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。）、(105)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、(106)マイコプラズマ肺炎、(107)無菌性髄膜炎、(108)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、(109)薬剤耐性緑膿菌感染症

法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(112)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）若しくは(113)発熱及び発しん又は水疱（ただし、当該疑似症が二類

感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)

3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象

二類感染症

(13)鳥インフルエンザ (H5N1)

第3 実施主体

実施主体は、国、都道府県及び保健所を設置する市（特別区を含む。）とする。

第4 実施体制の整備

1 中央感染症情報センター

中央感染症情報センターは、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）から報告された患者情報、疑似症情報及び病原体情報（検査情報を含む。以下同じ。）を収集、分析し、その結果を全国情報として速やかに都道府県等に提供・公開するための中心的役割を果たすものとして、国立感染症研究所感染症疫学センター内に設置する。

2 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

地方感染症情報センターは各都道府県等域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、都道府県等の本庁に報告するとともに、全国情報と併せて、これらを速やかに医師会等の関係機関に提供・公開することとして、各都道府県等域内に1カ所、原則として地方衛生研究所の中に設置する。また、都道府県、保健所を設置する市、特別区間等の協議の上、当該都道府県内の地方感染症情報センターの中で1カ所を基幹地方感染症情報センターとして、都道府県全域の患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集、分析し、その結果を各地方感染症情報センターに送付するものとする。

なお、都道府県等の本庁が地方感染症情報センターの役割を代替することができるものとする。

3 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- (1) 都道府県は、定点把握対象の感染症について、患者情報及び疑似症情報を収集するため、法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点をあらかじめ選定する。
- (2) 都道府県は、定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ選定する。なお、法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を選定する。

4 感染症発生動向調査委員会

(1) 中央感染症発生動向調査委員会

本事業の適切な運用を図るために、厚生労働省に国立感染症研究所の代表、全国の保健所及び地方衛生研究所の代表、その他感染症対策に関する学識経験者からなる中央感染症発生動向調査委員会を置く。同委員会の事務局は中央感染症情報センターとする。

(2) 地方感染症発生動向調査委員会

各都道府県域内における情報の収集、分析の効果的・効率的な運用を図るため、都道府県に小児科、内科、眼科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、微生物学、疫学、獣医学、昆虫学等の専門家、保健所及び地方衛生研究所の代表、地域の医師会の代表等（10名程度）からなる地方感染症発生動向調査委員会を置く。

5 検査施設

各都道府県等域内における本事業に係る検体等の検査については、地方衛生研究所又は保健所等の検査施設（以下「地方衛生研究所等」という。）において実施する。地方衛生研究所等は、別に定める検査施設における病原体等検査の業務管理要領（以下「病原体検査要領」という。）に基づき検査を実施し、検査の信頼性確保に努めることとする。

また、都道府県等は、各都道府県等域内における検査が適切に実施されるよう施設間の役割を調整するとともに、地方衛生研究所を設置しない都道府県等においては、他の都道府県等の設置する地方衛生研究所等に検査事務を委託する等検査実施体制の整備を図るものとする。

第5 事業の実施

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第2の(73)及び(83)）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を届出基準等通知に基づき診断した場合は、別に定める基準に基づき直ちに最寄りの保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、依頼又は命令を受けた場合にあっては、検体等について、別記様式の検査票を添付して提供する。

ウ 保健所

① 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、

検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼等するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。

- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。
- ③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 地方衛生研究所等

- ① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。（検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。）
- ② 検査のうち、当該地方衛生研究所等において実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所等は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所等から検査依頼又は提出を受けた検体等について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所等及び中央感染症情報センターへ通知する。

カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、保健所から情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ③ 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病

原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

キ 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、地方感染症情報センターで確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、全数把握の五類感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。
- ② 中央感染症情報センターは、エの①により報告された病原体情報及びオに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。

ク 都道府県等の本庁

都道府県等の本庁は、地方感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

2 全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）

（1）調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（第2の(73)及び(83)を除く。）の患者を診断した医師は、別に定める基準に基づき診断後7日以内に最寄りの保健所に届出を行う。

イ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式の検査票を添付して提供する。

ウ 保健所

- ① 届出を受けた保健所は、直ちに感染症発生動向調査システムに届出内容を入力するものとする。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合には、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。
- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して地

方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。

- ③ 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

エ 地方衛生研究所等

- ① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体等を検査し、その結果を保健所を経由して診断した医師に通知するとともに、別記様式により保健所、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。（検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。）
- ② 検査のうち、当該地方衛生研究所等において実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所等は、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所等から検査依頼又は提出を受けた検体等について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所等及び中央感染症情報センターへ通知する。

カ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ③ 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

キ 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、地方感染症情報センターで確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類感染症から四類感染症、

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、定点把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。

- ② 中央感染症情報センターは、エの①により報告された病原体情報及びオに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を速やかに週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。

ク 都道府県等の本庁

都道府県等の本庁は、地方感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

3 定点把握対象の五類感染症

（１）対象とする感染症の状態

各々の定点把握対象の五類感染症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疾病の患者と診断される場合とする。

（２）定点の選定

ア 患者定点

定点把握対象の五類感染症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に患者定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 対象感染症のうち、第２の(85)から(95)までに掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定すること。小児科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。この場合において、小児科定点として指定された医療機関は、②のインフルエンザ定点として協力するよう努めること。

保健所管内人口	定点数
～３万人	１
３万人～７．５万人	２
７．５万人～	$3 + (\text{人口} - 7.5 \text{ 万人}) / 5 \text{ 万人}$

- ② 対象感染症のうち、第2の(96)に掲げるインフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。以下同じ。）については、前記①で選定した小児科定点のうちインフルエンザ定点として協力する小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を内科定点として指定し、両者を合わせたインフルエンザ定点及び別途後記⑤に定める基幹定点とすること。内科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	1
7.5万人～12.5万人	2
12.5万人～	$3 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 10\text{万人}$

なお、基幹定点における届出基準は、インフルエンザ定点と異なり、入院患者に限定されることに留意すること。

- ③ 対象感染症のうち、第2の(97)及び(98)に掲げるものについては、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定すること。眼科定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～12.5万人	0
12.5万人～	$1 + (\text{人口} - 12.5\text{万人}) / 15\text{万人}$

- ④ 対象感染症のうち、第2の(99)から(102)に掲げるものについては、産婦人科、産科若しくは婦人科（産婦人科系）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定すること。性感染症定点の数は下記の計算式を参考として算定すること。

保健所管内人口	定点数
～7.5万人	0
7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$

- ⑤ 対象感染症のうち、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び

(103)から(109)までに掲げるものについては、対象患者がほとんど入院患者であるため、患者を300人以上収容する施設を有する病院であって内科及び外科を標榜する病院（小児科医療と内科医療を提供しているもの）を2次医療圏域毎に1カ所以上、基幹定点として指定すること。

イ 病原体定点

病原体の分離等の検査情報を収集するため、都道府県は、次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て病原体定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

- ① 医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として、患者定点として選定された医療機関の中から選定すること。
- ② アの①により選定された患者定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第2の(85)から(95)までを対象感染症とすること。
- ③ アの②により選定された患者定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第2の(96)を対象感染症とすること。なお、インフルエンザ病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定すること。
- ④ アの③により選定された患者定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第2の(97)及び(98)を対象感染症とすること。
- ⑤ アの⑤により選定された患者定点の全てを基幹病原体定点として、第2の(88)のうち病原体がロタウイルスであるもの、(104)及び(107)を対象感染症とすること。

(3) 調査単位等

ア 患者情報のうち、(2)のアの①、②、③及び⑤（第2の(105)、(108)及び(109)に関する患者情報を除く。）により選定された患者定点に関するものについては、1週間（月曜日から日曜日）を調査単位として、(2)のアの④及び⑤（第2の(105)、(108)及び(109)に関する患者情報のみ）により選定された患者定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

イ 病原体情報のうち、(2)のイの③により選定された病原体定点に関するものについては、第2の(96)に掲げるインフルエンザの流行期（(2)のアの②により選定された患者定点当たりの患者発生数が都道府県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間）には1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点

- ① 患者定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、調査単位の期間の診療時における別に定める報告基準により、患者発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、それぞれ調査単位の患者発生状況等を記載する。
- ③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 病原体定点

- ① 病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取する。
- ② 病原体定点は、検体等について、別記様式の検査票を添えて、速やかに地方衛生研究所等へ送付する。
- ③ (2) のイの②により選定された病原体定点においては、第2の(85)から(95)までの対象感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ都道府県等においてあらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付するものとする。
- ④ (2) のイの③により選定された病原体定点においては、第2の(96)に掲げるインフルエンザ（インフルエンザ様疾患を含む。）について、調査単位ごとに、少なくとも1検体を送付するものとする。

ウ 検体等を所持している医療機関等

保健所等から当該患者の病原体検査のための検体等の提供の依頼を受けた場合にあっては、検体等について、保健所に協力し、別記様式の検査票を添付して提供する。

エ 保健所

- ① 保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の3日までに、感染症発生動向調査システムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて地方衛生研究所と協議する。
- ② 保健所は、検体等の提供を受けた場合には、別記様式の検査票を添付して地方衛生研究所等へ検査を依頼するものとする。
- ③ 保健所は、定点把握の対象の五類感染症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

オ 地方衛生研究所等

- ① 地方衛生研究所等は、別記様式の検査票及び検体等が送付された場合にあっては、別に定める病原体検査要領に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体情報として病原体定点に通知するとともに、都道府県等の本庁及び地方感染症情報センターに送付する。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。（検査事務を委託している都道府県等においては、委託元の都道府県等の責任において報告を実施すること。）
- ② 検査のうち、当該地方衛生研究所等において実施することが困難なものについては、必要に応じて、他の都道府県等又は国立感染症研究所に協力を依頼する。
- ③ 地方衛生研究所等は、都道府県域を超えた感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合にあっては、検体等を国立感染症研究所に送付する。

カ 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所等から検査依頼又は提出を受けた検体等について検査を実施し、その結果を当該地方衛生研究所等及び中央感染症情報センターへ通知する。

キ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の患者情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ③ 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての患者情報及び病原体情報を収集、分析するとともに、その結果を週報（月単位の場合は月報）等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

ク 中央感染症情報センター

- ① 中央感染症情報センターは、地方感染症情報センターで確認された患者情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び疑似症の収集、分析結果とともに、週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。
- ② 中央感染症情報センターは、オの①により報告された病原体情報及びカに基づいて国立感染症研究所が実施した検査の情報の分析評価を行い、その結果を

速やかに週報（月単位の場合は月報）等として作成して、都道府県等に提供する。

ケ 都道府県等の本庁

都道府県等の本庁は、地方感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする疑似症の状態

各々の疑似症について、別に定める報告基準を参考とし、当該疑似症の患者と診断される場合とする。

(2) 定点の選定

ア 疑似症定点

疑似症の発生状況を地域的に把握するため、都道府県は次の点に留意し、関係医師会等の協力を得て、医療機関の中から可能な限り無作為に疑似症定点を選定する。また、定点の選定に当たっては、人口及び医療機関の分布等を勘案して、できるだけ当該都道府県全体の疑似症の発生状況を把握できるよう考慮すること。

対象疑似症のうち、第2の(112)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を第一号疑似症定点として指定すること。

また、第2の(113)に掲げるものについては、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を第二号疑似症定点として指定すること。

なお、各疑似症定点の数は下記の計算式を参考として算定するとともに、内科を標榜する医療機関については、第5の3（2）ア⑤に掲げる基幹定点の要件を満たす病院を2次医療圏域毎に1カ所以上含むよう考慮すること。

保健所管内人口	定点数
～3万人	3
3万人～7.5万人	4
7.5万人～12.5万人	7
12.5万人～	$7 + 6 \times (\text{人口} - 12.5 \text{万人}) / 10 \text{万人}$

(3) 実施方法

ア 疑似症定点

- ① 疑似症定点として選定された医療機関は、速やかな情報提供を図る趣旨から、診療時における別に定める報告基準により、直ちに疑似症発生状況の把握を行うものとする。
- ② (2) のアにより選定された定点把握の対象の指定届出機関においては、別に定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載し、保健所に提出する。
- ③ ②の届出に当たっては法施行規則第7条に従い行うものとする。

イ 保健所

- ① 届出を受けた保健所は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとする。また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報についても都道府県等の本庁、地方感染症情報センター及び中央感染症情報センターへ報告する。
- ② 保健所は、疑似症の発生状況等を把握し、市町村、指定届出機関、指定提出機関その他の関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図る。

ウ 地方感染症情報センター及び基幹地方感染症情報センター

- ① 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の疑似症情報について、保健所からの情報の入力があり次第、登録情報の確認を行う。
- ② 地方感染症情報センターは、当該都道府県等域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される都道府県情報、全国情報と併せて、保健所等の関係機関に提供・公開する。
- ③ 基幹地方感染症情報センターは、当該都道府県域内の全ての疑似症情報を収集、分析するとともに、その結果を週報等として公表される全国情報と併せて、地方感染症情報センター等の関係機関に提供・公開する。

エ 中央感染症情報センター

中央感染症情報センターは、地方感染症情報センターで確認された疑似症情報を速やかに集計し、分析評価を加えた全国情報を、一類から四類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、全数把握の五類感染症及び定点把握の五類感染症の収集、分析結果とともに、週報等として作成し、都道府県等に提供する。

オ 都道府県等の本庁

都道府県等の本庁は、地方感染症情報センターが収集、分析した疑似症情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、都道府県等の本庁は、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等とも連携の上、迅速な対応を行う。

5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(1) 保健所

鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査を実施した保健所は、別に定める基準に従い、直ちに疑い症例調査支援システムに調査内容を入力するものとする。

なお、医療機関より提出される検体等には、疑い症例調査支援システムが発行する検査依頼票を添付すること。

(2) 地方衛生研究所等

ア 地方衛生研究所等は、検査依頼票及び検体等が送付された場合にあつては、当該検体等を別に定める病原体検査要領に基づき検査し、その内容を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

イ 鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の結果を厚生労働省に報告する場合にあつては、法施行規則第9条第2項に従い、検体等を国立感染症研究所に送付する。

(3) 国立感染症研究所

国立感染症研究所は、地方衛生研究所等から送付された検体等について検査を実施し、その結果を直ちに疑い症例調査支援システムに入力する。

6 その他

(1) 感染症発生動向調査は、全国一律の基準で実施されるべきものであるが、上記の実施方法以外の部分について、必要に応じて、各都道府県等の実状に応じた追加を行い、地域における効果的・効率的な感染症発生動向調査体制を構築していくことが求められる。

(2) 政令市又は特別区において、当該検査事務を他の地方公共団体に委託する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定の定めるところによること。

(3) 感染症発生動向調査のために取り扱うこととなった検体等については、感染症の発生及びまん延防止策の構築、公衆衛生の向上のために使用されるものであり、それ以外の目的に用いてはならない。また、検体採取の際には、その使用目的について説明の上、できるだけ、本人等に同意をとることが望ましい。なお、上記に掲げる目的以外の研究に使用する場合は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等の別に定める規定に従い行うものとする。

(4) 本実施要綱に定める事項以外の内容については、必要に応じて健康局長が定めることとする。

第6 費用

国は、本事業に要する費用のうち、都道府県が支弁する法第14条から第16条、第16条の3、第26条の3及び第26条の4（第50条において準用する場合を含む。）並びに第44条の7の規定に基づく本事業の事務に要する費用に対して、法第61条の規定に基づき負担する。

第7 実施時期

この実施要綱は、平成11年4月1日から施行する。ただし、病原体情報及び病原体定点に関する項目については、各都道府県等において実施可能となり次第、実施することとして差し支えない。

この実施要綱の改正は、平成14年11月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成15年11月5日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年6月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成18年11月22日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年1月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成20年5月12日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年2月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成23年9月5日から施行する。ただし、第5の3の(2)の②の指定については、平成23年7月29日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年3月4日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年5月6日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成25年10月14日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年7月26日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成26年9月19日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年1月21日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成27年5月21日から施行する。

この実施要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式

保健所コード
□□-□□-□□

保健所登録全数報告ID
□□□□-□□□□-□□□□□

衛研受付番号(検体提供者番号)
□□□□□□□□

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症検査票（病原体）

患者	性 別	(男 ・ 女)	
	年 齢	(歳 カ月)	
	氏 名		
	住 所		
【主治医等記載欄】			
医療機関等名及び主治医等医師名(記載者)		定点医療機関の場合は該当するものを○で囲んでください	
検 体 送 付 日		年 月 日 分離株(無、有、検査中)	
診 断 名			
発 病 日		年 月 日	
検 採 取 日		年 月 日	
査 材 料	材 料 の 種 類	・ふん便(腸内容物、直腸ぬぐい液) ・髄液 ・尿 ・吐物 ・喀痰 ・気管吸引液 ・穿刺液(腹水、胸水、関節液、その他[])	
	〔該当するもの一つを○で囲んで下さい〕	・咽頭ぬぐい液(うがい液、鼻汁) ・皮膚病巣(水疱内容、痂皮、創傷) ・結膜ぬぐい液(結膜擦過物、眼脂) ・陰部尿道頭管擦過物／分泌物 ・細胞診、生検、剖検材料(臓器) () ・血液(全血、血清、血漿、抗凝固剤[]) () ・その他 ()	
臨 床 徴 候 等	臨 床 症 状・	・無症状 ・胃腸炎(下痢、血便、嘔気、嘔吐、腹痛) ・頭痛 ・発熱(最高 ℃) ・角膜炎、結膜炎、角結膜炎 ・熱性けいれん ・関節痛(関節炎)、筋肉痛 ・髄膜炎、意識障害、麻痺(部位)、 ・口内炎 ・上気道炎(咽頭炎/痛、扁桃炎) 中枢神経系症状(脳炎、脳症、脊髄炎、 ・下気道炎(肺炎、気管支炎) その他[]) () ・水疱 ・発疹(丘疹、紅斑、バラ疹) ・循環器障害(心筋炎、心膜炎、心不全) ・出血傾向※全身性のもの ・黄疸 ・肝機能障害 ・リンパ節腫脹(部位)、唾液腺腫脹、・腎機能障害(HUS、血尿、乏尿、蛋白尿、 浮腫(部位) 多尿、腎不全) ・ショック症状(低血圧、循環不全) ・尿路生殖器症状(膀胱炎、尿道炎、外陰炎、 ・その他の症状(上記以外の症状や臨床徴候) 頭管炎) []	
	〔該当するものを全てを○で囲んで下さい〕 的 (基礎疾患を除く)		
事 項	基 礎 疾 患		
	転 帰	経過観察中、軽快、治癒、後遺症有り、死亡(原因)	
主治医等から地方衛生研究所への連絡事項			
*インフルエンザ迅速キット使用(無、有:メーカー名 []:[陰性、陽性、保留]) *抗インフルエンザ薬投与(無、有:薬剤名[] 投与開始日 年 月 日[予防投与、治療投与])			

【保健所等記載欄】(主治医記載可)

発 生 の 状 況	・散発 ・地域流行 ・家族内発生 (無 、 有) ・集団発生 (無 、 有) ・発生市区町村() 有の場合(保育所、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、宿舍・寮、病院、 老人ホーム[介護施設を含む]、福祉・養護施設、旅館・ホテル、飲食店、 事業所、海外ツアー、国内ツアー、その他[])	
	最近の海外渡航歴	国名 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
ワクチン接種歴	(無、有、不明) 最終接種年月日 年 月 日	
	ワクチン名 (Lot No.)	

【地方衛生研究所記載欄】

記 載 者 名		
抗体検出 方法		(蛍光、IP、ELISA、CF、HI、PA、中和、イムノブロット、ゲル内沈降、凝集反応、 その他[])
結 果		()
病 原 体 検 出	検 出 年 月 日	年 月 日
	検 出 方 法 〔陽性となった方法を○で囲んで下さい〕	・分離培養 (培養細胞:細胞名 [] 人工培地、発育鶏卵、動物、その他[]) ・抗原検出(蛍光、EIA、RPHA、LA、PA、IC[イムノクロマト]、その他[]) ・遺伝子検出 1.非増幅(ハイブリ、PAGE、その他[]) 2.増幅(PCR、PCR+ハイブリ、PCR+シーケエンس、LAMP、その他[]) ・電顕 ・鏡検
検 出 病 原 体 (群、型、亜型)		

【その他特記事項】

--

注1) 患者の氏名及び住所欄については、感染症法第16条の3、第26条の3、第26条の4、第44条の7及び第50条に基づく一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症に係る検査の場合に記載をお願いします。
注2) 主治医記載欄については、検体送付日において記載できる範囲で記載をお願いします。
注3) ワクチン接種歴については、当該疾患に係るものにつき記載して下さい。
注4) 医療機関(民間検査所を含む)で病原体を分離した場合は、地方衛生研究所への分離株の送付をお願いします。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

第6649号

報官

平成27年11月4日 水曜日

目次

〔規則〕

○不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則 (国家公安委一八)

○犯罪捜査規範の一部を改正する規則 (同一九)

〔告示〕

○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件 (法務五四四)

○日本国に帰化を許可する件、 (同五四五)

(同五四五)

○外交及び公用旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する日本国政府とバプアニューギニア独立国政府との間の口上書の交換に関する件 (外務三九一)

○ラワン市及びマラブット市行政庁舎再建計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三九二)

○キルギス共和国、タジキスタン共和国及びアフガニスタン・イスラム共和国におけるパッタ管理対策改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の書簡の交換に関する件 (同三九三)

○第二次ハトロロン州ピアンジ県給水改善計画のための贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三九四)

○ナボイ州総合医療センター機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件 (同三九五)

○外国公文書の認証を不要とする条約へのブルンジ共和国及びタジキスタン共和国の加入に関する件 (同三九六)

○保安林の指定をする件

(農林水産二四四四～二四五一)

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件 (同二四五二)

○弁理士法施行規則第六条第三号及び第七号の経済産業大臣が認める者を定めた件の一部を改正する告示 (経済産業二四一)

○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件 (特許庁二〇)

○船舶安全法に基づく型式承認等をした件 (国土交通一〇八八、一〇八九)

○道路に関する件 (九州地方整備局一三五)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 財務省 文部科学省 文化庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

登録検査機関の登録事項の変更に関する公示 (国土交通省)

労働

争議行為の通知の公表について (厚生労働省)

最低賃金の改正決定に関する公示 (岡山労働局最低賃金公示四)

〔公 告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

衆議院共済組合法の一部変更関係

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月十九日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年十一月四日

埼玉県さいたま市南区別所五丁目一五番二号

株式会社さくら経営

代表取締役 井上 一生

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月三十日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年十一月四日

埼玉県行田市向町二〇番一五号

株式会社力王

代表取締役 岡安 秀郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年十一月四日

千葉県松戸市小金三番地高橋ビル五階

株式会社一善社

代表取締役 藤原 正浩

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十四日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年十一月四日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目八番

株式会社OKIデータ・インフォテック

代表取締役 東 潤一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十二月七日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年十一月四日

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番三三〇号SB

Sビル2141

Imerys Fused Minerals Japan 株式会社

代表取締役 トイシャミゲル

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月三十日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年十一月四日

横浜市保土ヶ谷区上星川二丁目五一五グ

ランカーサリオス三〇三

ベッツソリューション株式会社

代表取締役 谷田 浩成

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十五日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年十一月四日

新潟県妙高市工団町七番七号

株式会社ミヤトウ野草研究所

代表取締役 小川 智

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年十一月二十七日付で、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十七年十一月四日

大阪府福島区福島七丁目一三番四号

ヤマト自動車株式会社

代表取締役 西口 茂樹

株式交換につき株券等提出公告

当社は、株式会社ナチュラルエクセレンスを完全親会社とする株式交換を行うことにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成二十七年十二月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十七年十一月四日

三重県伊勢市宮川二丁目二番一三三〇

株式会社林イマニティ

代表取締役 林 豊

外国会社の子会社としての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である石田泉が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年十一月四日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三三〇号丸の内トラストタワー本館二六階
ヒヨウラ・ジャパン・エルエルシー
日本における代表者 石田 泉

限定承認公告

本籍千葉県松戸市六高台八丁目一四四番地、最後の住所千葉県松戸市六高台九丁目一六八番地の三ブランドールユアサ二〇一〇号
被相続人 亡 湯浅 武

右被相続人は平成二十七年五月四日死亡し、その相続人は平成二十七年十月二十三日千葉県家庭裁判所松戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

平成二十七年十一月四日

茨城県稲敷郡阿見町うすうす野四丁目六番地七
相続財産管理人 湯浅 明美

限定承認公告

本籍大阪府吹田市青葉丘南八番、最後の住所大阪府吹田市青葉丘南八番四〇四〇六
被相続人 亡 木村 朋芳

右被相続人は平成二十七年七月十五日死亡し、その相続人は平成二十七年十月十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

平成二十七年十一月四日

大阪府交野市松塚五一一一
相続財産管理人 津守 瞳

優先資本金の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六百万円減少することになりました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十七年五月二十日付官報の号外第百二十二号五十六頁に掲載されています。

平成二十七年十一月四日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五あると
総合事務所内 大塚特定目的会社
取締役 池田 卓也

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、第一優先出資四十九億五千七百万一口を四十五億二千七百万一口に消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年十二月七日までに当社にご提出ください。

平成二十七年十一月四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

Mirada 特定目的会社

取締役 滝澤 弘子

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、第一優先出資十二億七千九百八十万一口を七億九百八十万一口に消却することにいたしましたので、当社の第一優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年十二月七日までに当社にご提出ください。

平成二十七年十一月四日

東京都港区虎ノ門四丁目一番二八号

SCG29 特定目的会社

取締役 滝澤 弘子

正 誤

ページ 段 行 誤 正
平成二十七年九月二十八日(号外第二百二十号)公布厚生労働省令第四百七十七号(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令)
(原稿誤り)
二九上 三及び感染症の予並びに感染症の
防 四基づき、 基づき、及び同
法を実施するた
め、
三三 三三 三三

三三ページ上段五行目と六行目の間に次のように加える。

(法第六十四条第一項において読み替えて適用する法第十四条の第二項の提出)

第七条の四 指定提出機関の管理者が、法第六十四条第一項において読み替えて適用する法第十四条の第二項の規定により提出を行う場合において、同項中「同項の規定により当該指定提出機関を指定した」とあるのは「当該指定提出機関の所在地を管轄する」と読み替えるものとする。

発行所 千一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定 価 一 冊 一 千 六 百 四 十 円 本 体 一 千 三 百 円
本 号 一 部 一 千 四 百 円 本 体 一 千 三 百 円
送 料 別